

# 加賀市電子入札実施計画

平成23年11月

加賀市総務部財政課契約係

# 加賀市電子入札実施計画

## 1. はじめに

### (1) 計画の範囲

加賀市が実施する電子入札(電子媒体による入札並びに随意契約(競争見積並びに特命随意契約)による調達をいいます。以下「電子入札」といいます。)の対象業務は、請負工事(修繕工事を含む。以下「請負工事」といいます。)及び建設工事に係る測量、設計又は調査業務委託(以下「測量・設計業務委託」といいます。)とし、その内容は次のとおりです。

請負工事	測量・設計業務委託
<ul style="list-style-type: none"><li>・土木一式工事</li><li>・建築一式工事</li><li>・電気工事</li><li>・管工事</li><li>・ほ装工事</li><li>・造園工事</li><li>・その他工事</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・測量業務</li><li>・設計業務(土木、建築・設備、補償)</li><li>・地質調査業務</li></ul>

なお、上記以外の管理業務委託並びに物品調達については、上記の電子入札を運用していく中で、実施時期及び方法等について検討していく予定です。

### (2) 計画の期間

本実施計画においては、請負工事及び測量・設計業務委託にかかる電子入札について、平成23年度から24年度までの電子入札システム導入、研修・操作講習、運用開始までのスケジュール及び概要について定めます。

## 2. 電子入札の効果

発注者の効果	受注者の効果
<ul style="list-style-type: none"><li>・建設コスト縮減</li><li>・品質向上</li><li>・事業執行の効率化・迅速化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業体質の強化</li><li>・競争力の強化</li><li>・申請手続きの迅速化</li><li>・入札参加の簡素化・省力化</li></ul>

## 3. 石川県及び県内市町との電子入札システムの共同利用とその運用

### (1) 共同利用システム

電子調達SaaS(**S**oftware **a**s **a** **S**ervice)による石川県及び県内市町との共同利用に参加することとし、その電子入札システムを利用します。建設工事の設計・積算、入札・契約、工事施工及び維持

管理の各段階において、従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、インターネットを活用して公共事業に関連する多くのデータベースを連携して使える情報システムです。

このシステムを導入することにより、公共事業の円滑で効率的な執行を通じて、「建設コストの縮減」と「事業執行の効率化・迅速化」により「公共施設の品質確保・向上」が図られます。

## (2) 電子入札とは

電子調達SaaSの電子入札とは、競争入札参加資格の確認・通知、応札・入札執行、入札結果の通知・公表及び再入札等、入札に係る一連の作業についてインターネットを介して行うもので、従来の紙による入札と制度的には同じものです。

## 4. 情報システム及び情報資産の管理体制

### (1) 基本的指針

加賀市情報セキュリティに関する規程に則った情報システム及び情報資産の管理体制をとります。ただしASP(※1)を用いたシステム運用となり、サーバーはASP事業者の所有・管理となるため、サーバーに対する物理的・人的・技術的セキュリティ対策はASP事業者が行います。

※1 ASP:(Application Service Provider)の略。サービス提供事業者がハードウェアやソフト及び運用するための施設・人的要員を有償で提供し、発注者側が利用量に応じた料金を支払う方式です。

### (2) 加賀市の管理範囲

電子証明書(以下「ICカード」という。)、システム操作担当者、出力帳票等の管理は加賀市が行います。

#### ① ICカードの管理

ICカードは発注者が本人であることを証するもので、公印の取り扱いに準じて厳重に保管し、使用者を限定します。

#### ② システム操作担当者の制限

財政課契約係、工事検査室に限定し、以下の業務を行います。

- ・契約係 案件登録、指名通知発行、受領書発行、開札執行・立会及び落札の決定・公表
- ・工事検査室 工事費内訳書の確認

#### ③ 出力帳票の取り扱い

個人情報、企業情報として、加賀市の公文書の取り扱い及び管理に関する諸規定に基づき、厳正に管理します。

### (3) ASP事業者の管理範囲

外部からの不正アクセス対策、データバックアップ、システム障害等に備えた体制の整備は、ASP事業者が行います。

#### ① 不正アクセス対策

データセンターにあるサーバー室への入退室を管理し、権限のある者以外サーバーに近づくことが出来ません。外部からの不正アクセスに対する監視・遮断システムを備えます。

入札書は、開札時刻が過ぎるまでは発注者も封を開けられず、また、開札日時が自動的に公開されるセキュリティの高いシステムとします。

② システム障害対策

クラスタリング(※2)によるシステムの2重化など、障害に強いシステム構成とします。

※2 クラスタリング:全く同一の内容のサーバーを複数持つこと

③ データバックアップ

定期的なデータバックアップを行います。

## 5. スケジュール

(1)全体運用までのスケジュール

平成23年度中に、各種団体の協力を得て入札の導入に関する説明会と操作に習熟するための模擬入札を実施し、その後実際の電子入札の運用を行います。

工事種別ごとのスケジュールは別紙のとおりです。

(2)業種・ランク別スケジュール

電子入札の導入については、入札参加者の対応状況を見極めつつ実施します。市内の土木工事、建築工事、電気工事、設備工事、水道工事、造園工事、舗装工事の上位ランクと市外の土木並びに建築コンサルタント業務から順次導入しますが、その間、下位ランクで準備の整った事業者からもシステムに習熟出来るよう、模擬入札に参加していただきます。

(3)書面による入札の併用期間

各事業者の準備期間確保のため、平成24年度末までは書面による入札を併用することとします。

平成25年度からは、原則として書面による入札は行わないこととしますが、平成25年度において市内の各業種C・Dランクに格付けされた事業者で、電子入札への対応が間に合わなかった事業者においては、事前の申し出により、平成25年度末までは書面による入札を行うこととしております。

## 6. 研修

(1)操作講習等

① 目的

電子入札システムの画面、操作のイメージを掴み、基本的なシステム操作を習得します。

② 内容

電子入札の概念、本市が導入するシステムの概要、メリット、必要な準備等について、準備が必要な事業者を対象に、講習会を開催します。

③ 実施時期

平成23年度から平成24年度の期間に、複数回の操作講習会を開催します。

(2)模擬入札

① 目的

加賀市の電子入札システムの操作の習熟を図ります。

② 内容

加賀市の電子入札システムの環境を利用し、架空案件に対して入札を実施し、指名通知の受領から入札結果通知の受領までを行います。電子入札について、機器類の準備の整った事業者から順次行います。

### ③ 実施時期

平成23年度以降、随時行います。

## 7. 事業者の皆様への準備

### (1) 必要とされる機器

電子入札に参加するために必要なパソコン、ソフトウェア及びインターネット回線の推奨環境は石川県の推奨する環境と同じです。これはコアシステムの推奨環境であり、国土交通省の推奨する環境と同一ですが、ICカードを発行する認証局によっては更に細かな制限がある場合がありますので、認証事業者に推奨環境を確認する必要があります。

### (2) 電子認証の取得

電子認証とは、入札や契約等対面で行う処理を電子化することで発生するセキュリティ上の問題を解決するためのもので、これにより本人を特定し、情報の原本性を保証します。

本市の電子入札システムを利用するには、事業者の皆様が、電子入札コアシステムに対応している電子認証事業者の認証を受け、ICカードの発行を受ける必要があります。電子入札コアシステムに対応している認証事業者は、別紙のとおりです。

### (3) 利用者登録

電子入札を利用する事業者の方は、加賀市の入札参加資格申請システムと電子入札システムへの登録が必要になります。

### (4) 模擬入札への参加申し込み

模擬入札は、本市の電子入札システムを利用して、架空案件への入札を行うことによって、システム操作の習熟をはかるものです。システムへの利用者登録をすませた後、本市宛模擬入札への参加を申し出て、準備が整ったことを申し出てください。

## 8. 電子入札の導入に伴う主な変更事項

従来の紙入札方式から電子入札方式へ移行することに伴う主な変更事項は、下記のとおりです。

### (1) 入札参加資格確認申請／応募

- ① 制限付き一般競争入札の参加資格確認申請及び公募型指名競争入札の応募をする場合は、従来どおりの書面での申請と併せて電子入札システム上でも申請／応募してください。
- ② 入札参加資格確認通知は電子入札システムを通じて発行されます。
- ③ 公募型指名競争入札の指名通知以後の手順は、通常の指名競争入札と同様です。

### (2) 工事費内訳書の提出

電子入札における工事費内訳書の提出は、添付ファイル形式で行います。

ファイル形式の制限等の詳細は、運用基準において定めます。

### (3) 開札立会

開札の際の立会は求めません。ただし、書面による入札者がある場合は、別途開札等について定めます。

(4) 抽選

電子入札において落札者となるべき札が複数あった場合は、電子くじにより落札者を決定します。

(5) その他

電子入札の実施に伴って必要となる規則、要綱、要領等の改正及び電子入札運用基準の制定は、平成23年度中に行います。